

京都市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月8日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

京都市旅館業法施行細則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する
規則

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法（以下「法」という。）及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「法」の右に「及び条例」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「規則」を「旅館業法施行規則（以下「規則」という。）」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「定款又は寄付行為の写し及び」を「申請者が法人であるときは、」に改め、「（法人である場合に限る。）」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(4) 申請者が個人であるときは、住民票の写し

第5条第1項各号列記以外の部分中「第3条第3号ウ」を「第8条第3号ウ」に、「第4条第2項」を「第9条第2項」に、「第5条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「第3条第5号イ」を「第8条第5号イ」に改める。

第7条前段中「第4条第2項」を「第9条第2項」に、「第3条第5号イ」を「第8条第5号イ」に改め、同条後段中「同条第2号イ」を「同号イ」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「第5条第1項第2号ただし書」を「第10条第1項第2号ただし書」に、「生活の中から生み出された特徴のある形態及び意匠を有する木造の建築物で伝統的な建築様式によるもの(建築基準法の規定が適用されるに至った際現に存し、又はその際現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった建築物に限る。)」を「京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1号に規定する京町家」に改め、同条第

3号中「少人数」を「9人以下」に改め、同条第5号中「速やかに」を「迅速に」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第5条第2項」を「第10条第2項」に、「第6条第2項」を「第11条第2項」に、「第3条第5号イ」を「第8条第5号イ」に改める。

第13条第1号中「旅館業変更届」を「旅館業変更届・報告書」に改め、同条に次の2項を加える。

2 条例第17条第3項の規定による報告は、第3号様式により行うものとする。

3 条例第17条第4項の規定による提出は、次に掲げる事項を記載した書面を添えて行わなければならない。

- (1) 提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 提出者の連絡先
- (3) 施設の所在地
- (4) 施設の名称
- (5) 法第3条第1項の規定による許可の年月日及び番号
- (6) 提出する書類の種類
- (7) 条例第17条第2項の規定により提出した書類に記載された事実の変更の年月日
- (8) その他市長が必要と認める事項

第14条各号列記以外の部分中「第10条第1号」を「第15条第1号」に改め、同条第1号ア中「洋室」を「宿泊者が客室の寝室において使用する寝具を寝台とする場合」に改め、同号イ中「和室」を「アに掲げる場合以外の場合」に改め、同条第2号ア中「洋室」を「宿泊者が客室の寝室において使用する寝具を寝台とする場合」に改め、同号イ中「和室」を「アに掲げる場合以外の場合」に改める。

第15条表以外の部分中「第10条第8号イ」を「第15条第8号イ」に改める。

第16条中「第10条第9号ア」を「第15条第9号ア」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「第10条第10号」を「第15条第10号」に改める。

第18条各号列記以外の部分中「第10条第13号」を「第15条第13号」に改め、同条第5号中「第10条第10号」を「第15条第10号」に改める。

第20条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条を第26条

とする。

第19条を第25条とし、第18条の次に次の6条を加える。

(事前の標識の設置の方法等)

第19条 条例第16条第1項に規定する標識(以下この条及び第21条において「標識」という。)の様式は、第5号様式とする。

2 条例第16条第1項第6号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請をしようとする施設の名称
- (2) 申請をしようとする者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (3) 申請をしようとする施設が存する建築物の規模及び構造
- (4) 申請をしようとする施設の面積
- (5) 客室の数
- (6) 宿泊者の定員
- (7) 営業を開始しようとする日
- (8) 管理者(条例第18条第7項に規定する体制の責任者をいう。第24条第3項第1号において同じ。)の氏名、住所及び連絡先(法人にあつては、名称及び代表者名、主たる事務所の所在地並びに連絡先)
- (9) 申請をしようとする施設において営もうとする旅館業についての説明会に関する情報
- (10) 標識に係る問合せに対応する者の連絡先

3 条例第16条第2項の規定による報告は、第5項各号に掲げる事項を記載した書面に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 標識を設置した場所の周囲おおむね200メートルの区域内の見取図
- (2) 標識を設置した場所及びその周辺の状況を示す写真
- (3) 標識に記載された事項を容易に判読することができる写真

4 前項の規定にかかわらず、条例第16条第2項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項及び前項各号に掲げる図書と同等の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を、当該報告をする者の使用に係る電子計算機と市長の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によ

り行うことができる。

5 条例第16条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 標識を設置した日
- (2) 標識を設置した場所

(事前に説明すべき事項)

第20条 条例第16条第3項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第16条第1項第1号から第4号まで及び前条第2項各号に掲げる事項
- (2) 条例第16条第3項の規定による説明の内容に係る問合せに対応する者の連絡先
- (3) 条例第18条第5項の規定により説明しようとする具体的な内容

(申請の際に行う報告の方法等)

第21条 条例第17条第1項の規定による報告は、同項各号に掲げる事項を記載した書面（以下この条において「報告書面」という。）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 標識を設置した場所及びその周辺の状況を示す写真（申請の日又はこれに近接する日に撮影したものに限り。次号において同じ。）
- (2) 標識に記載された事項を容易に判読することができる写真
- (3) 施設と当該施設が存する建築物の敷地の境界線からの水平距離が10メートルの範囲内にある敷地に存する建築物（その外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）と当該施設が存する建築物の外壁等との間の水平距離が20メートルを超えるものを除く。）の位置の状況を示す図書
- (4) 避難通路の最も狭い部分の幅員を確認することができる図書

2 条例第17条第1項第1号に規定する標識の設置の状況として別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 標識を設置した場所の変更の有無
- (2) 前号の変更があったときは、変更後の場所

3 条例第17条第1項第1号に規定する説明の状況として別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第16条第3項の規定による説明の相手方が占有する建築物（説明の相手方が当該建築物の一部を占有する者であるときにあっては、当該建築物のうち、当該説明の相手方が占有する部分）の位置を特定するために必要な情報

- (2) 条例第16条第3項の規定による説明をした日時
- (3) 条例第16条第3項の規定による説明をした場所
- (4) 条例第16条第3項の規定により説明を行った方法
- (5) 条例第16条第3項の規定による説明に対する当該説明の相手方からの意見
- (6) 前号の意見への対応の状況

4 条例第17条第1項第2号に掲げる事項の報告に係る報告書面の記載は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を明示して行わなければならない。

- (1) 申請者が、申請をしようとする施設において生じる廃棄物の処理について、自ら廃棄物の処理施設に運搬する方法を採ろうとする場合 申請者が自ら当該廃棄物を廃棄物の処理施設に運搬する旨
- (2) 申請者が、申請をしようとする施設において生じる廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文又は第14条第1項の規定による許可を受けた者（以下「収集運搬許可業者」という。）に対し委託する方法を採ろうとする場合 委託しようとする収集運搬許可業者の氏名（法人にあっては、名称）

5 条例第17条第1項第4号に掲げる事項の報告に係る報告書面の記載は、避難通路の最も狭い部分の幅員を明示して行わなければならない。

（申請の際に提出する書類）

第22条 条例第17条第2項第4号に規定する別に定めるものは、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、名称及び代表者名、主たる事務所の所在地並びに連絡先）
- (2) 申請をしようとする施設の所在地
- (3) 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第3条の規定により構成された団体（以下「団体」という。）の名称
- (4) 団体の連絡先
- (5) 申請の時ににおいて、申請をしようとする施設において旅館業を営むことにつき団体が承諾をしている旨
- (6) 前号の承諾をした団体の管理者（区分所有法第3条に規定する管理者をいう。）又は理事（区分所有法第49条第1項に規定する理事をいう。）の役職及び氏名（記名押印又は署名）

(7) その他市長が必要と認める事項

(施設に到着することを容易にするために必要な情報)

第23条 条例第18条第3項に規定する別に定める情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の所在地
- (2) 施設の周辺の目標となる地物
- (3) 前号の目標となる地物から施設までの経路

(宿泊者に対する説明の方法等)

第24条 条例第18条第5項の規定による説明は、文書、図面等を用いることにより分かりやすいものとしなければならない。

2 条例第18条第5項に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 大声又は騒音を発してはならないこと、足音その他の移動に伴って生じる音をみだりに生じさせないように努めることその他の静穏を保持するために必要な事項
- (2) 施設及びその周辺において、飲料を収納し、又は収納していた容器、たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物が、容易に投棄されることを防ぐために必要な事項
- (3) 施設における廃棄物の適切な処理の方法
- (4) 火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法
- (5) 火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項

3 条例第18条第7項に規定する体制として、営業者は、次に掲げる要件を満たすものを整備しなければならない。

- (1) 管理者を定めていること。
- (2) 周辺住民及び近隣住民に対し、苦情及び問合せに迅速に対応することができる者の連絡先を明示していること。

本則に次の3条を加える。

(身分証明書)

第27条 条例第21条第2項及び第22条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第6号様式とする。

(無許可営業施設等における掲示の方法等)

第28条 条例第22条第3項の規定による掲示は、施設を損傷しない方法により行うものとする。

2 市長は、条例第22条第3項の規定による掲示を開始した後に、同条第1項の規定により無許可営業者等に対しその業務に関し報告を求め、又は市長が指定する職員が、無許可営業施設等その他関係施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査することができたときは、直ちに当該掲示をやめるものとする。

3 条例第22条第3項に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第22条第3項の規定による掲示により市長が提供を求める情報
- (2) 条例第22条第3項の規定による掲示をする無許可営業施設等を識別するために市長が付す番号
- (3) 条例第22条第3項の規定による掲示をする無許可営業施設等が法第3条第1項の規定による許可を受けていない旨
- (4) 条例第22条第3項の規定による掲示をする無許可営業施設等が住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出をしていない旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項並びに法及び条例の施行に関し必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が定める。

「
第1号様式注以外の部分中

平方メートル
造 階建て 棟

 を
」

「

平方メートル
(うち申請部分の面積 平方メートル)
造 階建て 棟

 に改める。
」

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第13条関係）

届
旅館業変更 報告書

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者又は報告者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者又は報告者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">⑩</div> 年 月 日生 電話 —

旅館業法施行規則（以下「規則」という。）第4条の規定により届け出ます。
 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）第17条第3項の規定により報告します。

営 業 の 種 別	<input type="checkbox"/> ホテル営業 <input type="checkbox"/> 旅館営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業
-----------	--

変 更 の 種 類	規則第4条の規定により届け出るもの	<input type="checkbox"/> 氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） <input type="checkbox"/> 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） <input type="checkbox"/> 管理者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） <input type="checkbox"/> 管理者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） <input type="checkbox"/> 施設の名称 <input type="checkbox"/> 構造設備 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	条例第17条第3項の規定により報告するもの	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理の方法 <input type="checkbox"/> 代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） <input type="checkbox"/> 代理人の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） <input type="checkbox"/> 代理人の連絡先 <input type="checkbox"/> 避難通路の状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）

営 業 施 設	名 称	電 話 —
	所 在 地	京 都 市 区

許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
------------	-------	-----

変更の年月日	年 月 日
--------	-------

変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 営業施設の名称の欄は、営業施設の名称を変更した場合は、記入する必要はありません。

第4号様式の次に次の2様式を加える。

第5号様式（第19条関係）

旅館業の計画の概要			
営業の種別	<input type="checkbox"/> ホテル営業 <input type="checkbox"/> 旅館営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業		
名称			
所在地	京都市 区		
設置者（申請予定者）	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）		
	電話 ー		
延べ面積	平方メートル	旅館業の用に供する部分の面積	平方メートル
構造	造	階数	地上 階 地下 階
客室の数	室	宿泊者の定員	人
申請予定年月日	年 月 日		
営業開始予定年月日	年 月 日		
管理者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）		
	電話 ー		
標識設置年月日	年 月 日		
説明会の日時	年 月 日	説明会の場所	
	時から		
注 該当する□にはレ印が記入してあります。			
この標識は、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例に基づき設置したものです。この計画について、問い合わせたいことがある方は、次の連絡先に申し出てください。			
(連絡先)			電話 ー


備考1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 階数の欄には、建築基準法施行令第2条第8号の規定により算定した数値を記入してください。

3 説明会の日時の欄及び説明会の場所の欄は、説明会の予定が決まっていない場合については、記入する必要はありません。

4 大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上としてください。

第6号様式（第27条関係）

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名
年 月 日生
上記の者は、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第21条第1項又は第22条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。
年 月 日
京都市長 

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年3月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けている者（同法附則第15条又は第16条第3項の規定により許可を受けたものとみなされる者を含む。）が営む当該許可に係る旅館業の宿泊の形態のうち、この規則による改正後の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第8条第3号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、当該宿泊の形態が変更されるまでの間、適用せず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から平成30年6月14日までの間にする京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第22条第3項の規定による掲示については、改正後の規則第28条第3項第4号の規定は、適用しない。

（保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課）